寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【東南アジア版】

各国通貨基準単価算出時換算レート

適用換算レート ＼ 国・通貨		日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Mongolia MNT	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
対USDレート	1USD=	121.660	1.000	0.9034	4,040.000	14,368.000	11,705.000	4.203	2,925.000	1,769.500	51.710	1.3548	33.280	22,838.000
対JPYレート	1JPY=	1	0.00821963	0.007425610	33.207300	118.1000	96.21080000	0.03454710	24.042400	14.544600	0.42503700	0.01113600	0.27354900	187.72000

＊公益財団法人国際通貨研究所2022年4月1日発行「各通貨の為替相場一覧表」（2022年3月31日調べ対米ドルレート）より

別表1 講座指導の役務提供の対価に関する単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨 ＼ 単位	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Mongolia MNT	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
講師技術料	/日/人	17,500	143.84	129.94	581,127.75	2,066,750.00	1,683,689.00	604.57	420,742.00	254,530.50	7,438.14	194.88	4,787.10	3,285,100.00

注1： 講座カリキュラム日程表（実績）により、指導担当講師毎に、実際に指導を行った日の日数に上記単価を乗じて計算します。

注2： 非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業を行う場合には、非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業のために作成された教材の配信を開始した日を以って指導を行った日と見做します。

別表2 主任講師に対する謝礼に関する上限額基準

項目	支払通貨 ＼ 単位	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Mongolia MNT	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
主任講師謝金	/案件	200,000	1,643.92	1,485.12	6,641,460.00	23,620,000.00	19,242,160.00	6,909.42	4,808,480.00	2,908,920.00	85,007.40	2,227.20	54,709.80	37,544,000.00

注1： 寄附講座事業1案件当たりの合計金額の上限基準です。

別表3 講座指導用の教材の作成に係る原稿料及び校訂料の単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	適用区分（講師謝金等級）	支払通貨 ＼ 単位	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Mongolia MNT	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
原稿料	1級（大学等の教授）	/枚	4,000	32.87	29.7	132,829.20	472,400.00	384,843.20	138.18	96,169.60	58,178.40	1,700.14	44.54	1,094.19	750,880.00
	2級（大学の准教授）	/枚	3,500	28.76	25.98	116,225.55	413,350.00	336,737.80	120.91	84,148.40	50,906.10	1,487.62	38.97	957.42	657,020.00
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	3,000	24.65	22.27	99,621.90	354,300.00	288,632.40	103.64	72,127.20	43,633.80	1,275.11	33.40	820.64	563,160.00
校訂料	1級（大学等の教授）	/枚	2,000	16.43	14.85	66,414.60	236,200.00	192,421.60	69.09	48,084.80	29,089.20	850.07	22.27	547.09	375,440.00
	2級（大学の准教授）	/枚	1,800	14.79	13.36	59,773.14	212,580.00	173,179.44	62.18	43,276.32	26,180.28	765.06	20.04	492.38	337,896.00
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	1,500	12.32	11.13	49,810.95	177,150.00	144,316.20	51.82	36,063.60	21,816.90	637.55	16.70	410.32	281,580.00

注1： 講師謝金等級については、講座指導担当講師が大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業所属の社員等の場合は、特任講師として指導にあたるものと判断されるため、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。

注2： 原稿料は、日本語による原稿の場合は400字につき1枚に、その他の言語の場合は200語につき1枚と換算します。但し、PowerPointで作成されたものは、一律に3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注3： 校訂料は、校訂対象の原稿が日本語の場合は、実際に改訂・修正が加えられた該当箇所の文字数を数え、それを400文字につき1枚として換算し、または、その他の言語の場合は該当箇所の語数を数え、それが200語につき1枚として換算します。また、PowerPoint資料の場合は実際に改訂・修正がなされたスライドの数が3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注4： 非同期型（オンデマンド型）オンライン授業のために作成された教材にナレーション（ビデオ動画の中での説明音声を含む）が含まれる場合には、その書き起こし原稿の枚数に対して校訂料の単価による金額を追加します。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【東南アジア版】

別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目			支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Mongolia MNT	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
	適用対象者	適用地域区分														
日当	講座指導担当講師（講師等級：1～3級）	指定都市	/日/人	7,200	59.18	53.46	239,092.56	850,320.00	692,717.76	248.73	173,105.28	104,721.12	3,060.26	80.17	1,969.55	1,351,584.00
		甲地方	/日/人	6,200	50.96	46.03	205,885.26	732,220.00	596,506.96	214.19	149,062.88	90,176.52	2,635.22	69.04	1,696.00	1,163,864.00
		乙地方	/日/人	5,000	41.09	37.12	166,036.50	590,500.00	481,054.00	172.73	120,212.00	72,723.00	2,125.18	55.68	1,367.74	938,600.00
		丙地方	/日/人	4,500	36.98	33.41	149,432.85	531,450.00	432,948.60	155.46	108,190.80	65,450.70	1,912.66	50.11	1,230.97	844,740.00
	インターン生	指定都市	/日/人	5,300	43.56	39.35	175,998.69	625,930.00	509,917.24	183.09	127,424.72	77,086.38	2,252.69	59.02	1,449.80	994,916.00
		甲地方	/日/人	4,400	36.16	32.67	146,112.12	519,640.00	423,327.52	152.00	105,786.56	63,996.24	1,870.16	48.99	1,203.61	825,968.00
		乙地方	/日/人	3,600	29.59	26.73	119,546.28	425,160.00	346,358.88	124.36	86,552.64	52,360.56	1,530.13	40.08	984.77	675,792.00
		丙地方	/日/人	3,200	26.3	23.76	106,263.36	377,920.00	307,874.56	110.55	76,935.68	46,542.72	1,360.11	35.63	875.35	600,704.00
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/日/人	7,200	59.18	53.46	239,092.56	850,320.00	692,717.76	248.73	173,105.28	104,721.12	3,060.26	80.17	1,969.55	1,351,584.00
			甲地方	/日/人	6,200	50.96	46.03	205,885.26	732,220.00	596,506.96	214.19	149,062.88	90,176.52	2,635.22	69.04	1,696.00	1,163,864.00
			乙地方	/日/人	5,000	41.09	37.12	166,036.50	590,500.00	481,054.00	172.73	120,212.00	72,723.00	2,125.18	55.68	1,367.74	938,600.00
			丙地方	/日/人	4,500	36.98	33.41	149,432.85	531,450.00	432,948.60	155.46	108,190.80	65,450.70	1,912.66	50.11	1,230.97	844,740.00
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/日/人	6,200	50.96	46.03	205,885.26	732,220.00	596,506.96	214.19	149,062.88	90,176.52	2,635.22	69.04	1,696.00	1,163,864.00
			甲地方	/日/人	5,200	42.74	38.61	172,677.96	614,120.00	500,296.16	179.64	125,020.48	75,631.92	2,210.19	57.90	1,422.45	976,144.00
			乙地方	/日/人	4,200	34.52	31.18	139,470.66	496,020.00	404,085.36	145.09	100,978.08	61,087.32	1,785.15	46.77	1,148.90	788,424.00
			丙地方	/日/人	3,800	31.23	28.21	126,187.74	448,780.00	365,601.04	131.27	91,361.12	55,269.48	1,615.14	42.31	1,039.48	713,336.00
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/日/人	5,300	43.56	39.35	175,998.69	625,930.00	509,917.24	183.09	127,424.72	77,086.38	2,252.69	59.02	1,449.80	994,916.00
			甲地方	/日/人	4,400	36.16	32.67	146,112.12	519,640.00	423,327.52	152.00	105,786.56	63,996.24	1,870.16	48.99	1,203.61	825,968.00
			乙地方	/日/人	3,600	29.59	26.73	119,546.28	425,160.00	346,358.88	124.36	86,552.64	52,360.56	1,530.13	40.08	984.77	675,792.00
			丙地方	/日/人	3,200	26.30	23.76	106,263.36	377,920.00	307,874.56	110.55	76,935.68	46,542.72	1,360.11	35.63	875.35	600,704.00

（別表4は次頁へ続く）

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【東南アジア版】

（前頁続き）別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目			支払通貨	日本	USD	EUR	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Mongolia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	適用対象者		単位	JPY			KHR	IDR	LAK	MYR	MNT	MMK	PHP	SGD	THB	VND
宿泊料	講座指導担当講師（講師等級：1～3級）	指定都市	/夜/人	22,500	184.94	167.07	747,164.25	2,657,250.00	2,164,743.00	777.30	540,954.00	327,253.50	9,563.33	250.56	6,154.85	4,223,700.00
		甲地方	/夜/人	18,800	154.52	139.6	624,297.24	2,220,280.00	1,808,763.04	649.48	451,997.12	273,438.48	7,990.69	209.35	5,142.72	3,529,136.00
		乙地方	/夜/人	15,100	124.11	112.12	501,430.23	1,783,310.00	1,452,783.08	521.66	363,040.24	219,623.46	6,418.05	168.15	4,130.58	2,834,572.00
		丙地方	/夜/人	13,500	110.96	100.24	448,298.55	1,594,350.00	1,298,845.80	466.38	324,572.40	196,352.10	5,737.99	150.33	3,692.91	2,534,220.00
	インターン生＜右記金額が上限＞	指定都市	/夜/人	16,100	132.33	119.55	534,637.53	1,901,410.00	1,548,993.88	556.20	387,082.64	234,168.06	6,843.09	179.28	4,404.13	3,022,292.00
		甲地方	/夜/人	13,400	110.14	99.5	444,977.82	1,582,540.00	1,289,224.72	462.93	322,168.16	194,897.64	5,695.49	149.22	3,665.55	2,515,448.00
		乙地方	/夜/人	10,800	88.77	80.19	358,638.84	1,275,480.00	1,039,076.64	373.10	259,657.92	157,081.68	4,590.39	120.26	2,954.32	2,027,376.00
		丙地方	/夜/人	9,700	79.73	72.02	322,110.81	1,145,570.00	933,244.76	335.10	233,211.28	141,082.62	4,122.85	108.01	2,653.42	1,820,884.00
	上記以外の関係者 業務経歴が10年以上の者	指定都市	/夜/人	22,500	184.94	167.07	747,164.25	2,657,250.00	2,164,743.00	777.30	540,954.00	327,253.50	9,563.33	250.56	6,154.85	4,223,700.00
		甲地方	/夜/人	18,800	154.52	139.6	624,297.24	2,220,280.00	1,808,763.04	649.48	451,997.12	273,438.48	7,990.69	209.35	5,142.72	3,529,136.00
		乙地方	/夜/人	15,100	124.11	112.12	501,430.23	1,783,310.00	1,452,783.08	521.66	363,040.24	219,623.46	6,418.05	168.15	4,130.58	2,834,572.00
		丙地方	/夜/人	13,500	110.96	100.24	448,298.55	1,594,350.00	1,298,845.80	466.38	324,572.40	196,352.10	5,737.99	150.33	3,692.91	2,534,220.00
	上記以外の関係者 業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/夜/人	19,300	158.63	143.31	640,900.89	2,279,330.00	1,856,868.44	666.75	464,018.32	280,710.78	8,203.21	214.92	5,279.49	3,622,996.00
		甲地方	/夜/人	16,100	132.33	119.55	534,637.53	1,901,410.00	1,548,993.88	556.20	387,082.64	234,168.06	6,843.09	179.28	4,404.13	3,022,292.00
		乙地方	/夜/人	12,900	106.03	95.79	428,374.17	1,523,490.00	1,241,119.32	445.65	310,146.96	187,625.34	5,482.97	143.65	3,528.78	2,421,588.00
		丙地方	/夜/人	11,600	95.34	86.13	385,204.68	1,369,960.00	1,116,045.28	400.74	278,891.84	168,717.36	4,930.42	129.17	3,173.16	2,177,552.00
	上記以外の関係者 業務経歴が4年未満の者	指定都市	/夜/人	16,100	132.33	119.55	534,637.53	1,901,410.00	1,548,993.88	556.20	387,082.64	234,168.06	6,843.09	179.28	4,404.13	3,022,292.00
		甲地方	/夜/人	13,400	110.14	99.5	444,977.82	1,582,540.00	1,289,224.72	462.93	322,168.16	194,897.64	5,695.49	149.22	3,665.55	2,515,448.00
		乙地方	/夜/人	10,800	88.77	80.19	358,638.84	1,275,480.00	1,039,076.64	373.10	259,657.92	157,081.68	4,590.39	120.26	2,954.32	2,027,376.00
		丙地方	/夜/人	9,700	79.73	72.02	322,110.81	1,145,570.00	933,244.76	335.10	233,211.28	141,082.62	4,122.85	108.01	2,653.42	1,820,884.00

注1： 適用地域区分の対象となる国・地域については、別紙「地域区分対応早見表」をご参照下さい。

注2： インターン生の宿泊料は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

注3： 用務地に連続して長期滞在する場合の日当・宿泊費は、用務地到着の翌日から起算して31日目以降は定額の9割、61日目以降は定額の8割に相当する額に減額されます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【東南アジア版】

別表5 日本居住の講座指導担当講師及びその他の関係者の日本国内旅費に係る日当・宿泊料の単価基準

項目				支払通貨 / 単位	日本 JPY
日当	講座担当講師	1級（教授）	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		2級（准教授）	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		3級（講師・助教）	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
	その他関係者	経歴20年以上	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		経歴10年以上20年未満	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		経歴4年以上10年未満	全日当	/日/人	2,305
			半日当	/日/人	1,152
		経歴4年未満	全日当	/日/人	1,782
			半日当	/日/人	891
宿泊料	講座担当講師	1級（教授）	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		2級（准教授）	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		3級（講師・助教）	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
	その他関係者	経歴20年以上	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		経歴10年以上20年未満	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		経歴4年以上10年未満	甲地方	/夜/人	11,419
			乙地方	/夜/人	10,267
		経歴4年未満	甲地方	/夜/人	9,114
			乙地方	/夜/人	8,171

注1： 講座指導担当講師については、講師等級区分による基準単価が適用されます。当該講師が、大学等の教員である場合には、その所属元の大学等によける職位に基づくものとし、企業等の社員の場合には、特任講師とし、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。
講座指導担当講師以外の寄附講座関係者（申請法人の職員等）の適用区分は業務経歴年数に応じて、適用単価が異なります。

注2： 適用地域区分の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市）、名古屋市、京都市、大阪府（大阪市、堺市）、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それら以外の地域をいいます。

注3： 日当については、適用地域区分による区別はありません。

注4： 上記単価基準には消費税額（税率10%適用）を含みます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【東南アジア版】

別表6 日本におけるインターンシップの実施に係るインターン生の滞在費（宿舎費、食費、雑費）の単価基準

項目			支払通貨 / 単位	日本 JPY
宿舎費（日本到着日IN～離日当日OUT/上限額）			/夜/人	10,267
食費		三食合計（日本到着日～離日前日）	/日/人	2,620
	内訳	昼食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	840
		夕食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	1,150
		朝食分（日本到着翌日～離日当日）	/食/人	630
雑費			/日/人	1,040

注1： インターン生の宿舎費は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

別表7 資機材の購入・制作に関する単価基準

項目	支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Mongolia MNT	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
資機材費	/台・式	499,999	4,109.80	3,712.79	16,603,616.79	59,049,881.90	48,105,303.78	17,273.51	12,021,175.95	7,272,285.45	212,518.07	5,567.98	136,774.22	93,859,812.28

注1： (1)機械及び装置、(2)器具及び備品、(3)工具、(4)ソフトウエアを購入又は制作する場合、その取得単価が、本表記載の金額以内のものを、本事業の対象経費として計上することができます。

注2： 取得単価には、組み合わせて使用される付属品、部品及び組込みソフトウエア等（単体としては機能を発揮しない物品等）を含め、その組み合わせ構成品を一式とする金額を取得単価とします。但し、消耗品の類は含める必要はありません。

注3： CAD、解析ソフトなど一般的なコンピュータ上で使用しても、そのソフトウエア自体の機能を発揮するものは、そのソフトウエア毎に単体として取り扱います。

注4： 取得単価には、消費税、VATなど当該対象資機材の購入又は制作に当たって、物品毎に課税される税額を含めません。

注5： 送料や講座開設国外からの調達時に発生する関税及び通関手数料等一時的に発生する費用が別立てになっている場合は、これらの金額を取得単価に含める必要はありません。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版）【南アジア版】

各国通貨基準単価算出時換算レート

国・通貨 / 適用換算レート		日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
対USDレート	1USD=	121.660	1.000	88.420	86.200	75.9014	75.9014	15.420	121.260	183.400	289.000
対JPYレート	1JPY=	1	0.00821963	0.72678000	0.70853200	0.62388100	0.62388100	0.12674700	0.9967100	1.5074800	2.3754700

＊公益財団法人国際通貨研究所2022年4月1日発行「各通貨の為替相場一覧表」（2022年3月31日調べ対米ドルレート）より

別表1　講座指導の役務提供の対価に関する単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
講師技術料	/日/人	17,500	143.84	12,718.65	12,399.31	10,917.91	10,917.91	2,218.07	17,442.42	26,380.90	41,570.72

注1：　講座カリキュラム日程表（実績）により、指導担当講師毎に、実際に指導を行った日の日数に上記単価を乗じて計算します。

注2：　非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業を行う場合には、非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業のために作成された教材の配信を開始した日を以って指導を行った日と見做します。

別表2　主任講師に対する謝礼に関する上限額基準

項目	支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
主任講師謝金	/案件	200,000	1,643.92	145,356.00	141,706.40	124,776.20	124,776.20	25,349.40	199,342.00	301,496.00	475,094.00

注1：　寄附講座事業1案件当たりの合計金額の上限基準です。

別表3　講座指導用の教材の作成に係る原稿料及び校訂料の単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	適用区分（講師謝金等級）	支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
原稿料	1級（大学等の教授）	/枚	4,000	32.87	2,907.12	2,834.12	2,495.52	2,495.52	506.98	3,986.84	6,029.92	9,501.88
	2級（大学の准教授）	/枚	3,500	28.76	2,543.73	2,479.86	2,183.58	2,183.58	443.61	3,488.48	5,276.18	8,314.14
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	3,000	24.65	2,180.34	2,125.59	1,871.64	1,871.64	380.24	2,990.13	4,522.44	7,126.41
校訂料	1級（大学等の教授）	/枚	2,000	16.43	1,453.56	1,417.06	1,247.76	1,247.76	253.49	1,993.42	3,014.96	4,750.94
	2級（大学の准教授）	/枚	1,800	14.79	1,308.20	1,275.35	1,122.98	1,122.98	228.14	1,794.07	2,713.46	4,275.84
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	1,500	12.32	1,090.17	1,062.79	935.82	935.82	190.12	1,495.06	2,261.22	3,563.20

注1：　講師謝金等級については、講座指導担当講師が大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業所属の社員等の場合は、特任講師として指導にあたるものと判断されるため、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。

注2：　原稿料は、日本語による原稿の場合は400字につき1枚に、その他の言語の場合は200語につき1枚と換算します。但し、PowerPointで作成されたものは、一律に3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注3：　校訂料は、校訂対象の原稿が日本語の場合は、実際に改訂・修正が加えられた該当箇所の文字数を数え、それを400文字につき1枚として換算し、または、その他の言語の場合は該当箇所の語数を数え、それが200語につき1枚として換算します。また、PowerPoint資料の場合は実際に改訂・修正がなされたスライドの数が3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注4：　非同期型（オンデマンド型）オンライン授業のために作成された教材にナレーション（ビデオ動画の中での説明音声を含む）が含まれる場合には、その書き起こし原稿の枚数に対して校訂料の単価による金額を追加します。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版）【南アジア版】

別表4　日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目			支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
日当	適用対象者	適用地域区分											
	講座指導担当講師（講師等級：1～3級）	指定都市	/日/人	7,200	59.18	5,232.81	5,101.43	4,491.94	4,491.94	912.57	7,176.31	10,853.85	17,103.38
		甲地方	/日/人	6,200	50.96	4,506.03	4,392.89	3,868.06	3,868.06	785.83	6,179.60	9,346.37	14,727.91
		乙地方	/日/人	5,000	41.09	3,633.90	3,542.66	3,119.40	3,119.40	633.73	4,983.55	7,537.40	11,877.35
		丙地方	/日/人	4,500	36.98	3,270.51	3,188.39	2,807.46	2,807.46	570.36	4,485.19	6,783.66	10,689.61
	インターン生	指定都市	/日/人	5,300	43.56	3,851.93	3,755.21	3,306.56	3,306.56	671.75	5,282.56	7,989.64	12,589.99
		甲地方	/日/人	4,400	36.16	3,197.83	3,117.54	2,745.07	2,745.07	557.68	4,385.52	6,632.91	10,452.06
		乙地方	/日/人	3,600	29.59	2,616.40	2,550.71	2,245.97	2,245.97	456.28	3,588.15	5,426.92	8,551.69
		丙地方	/日/人	3,200	26.3	2,325.69	2,267.30	1,996.41	1,996.41	405.59	3,189.47	4,823.93	7,601.50
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/日/人	7,200	59.18	5,232.81	5,101.43	4,491.94	4,491.94	912.57	7,176.31	10,853.85	17,103.38
			甲地方	/日/人	6,200	50.96	4,506.03	4,392.89	3,868.06	3,868.06	785.83	6,179.60	9,346.37	14,727.91
			乙地方	/日/人	5,000	41.09	3,633.90	3,542.66	3,119.40	3,119.40	633.73	4,983.55	7,537.40	11,877.35
			丙地方	/日/人	4,500	36.98	3,270.51	3,188.39	2,807.46	2,807.46	570.36	4,485.19	6,783.66	10,689.61
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/日/人	6,200	50.96	4,506.03	4,392.89	3,868.06	3,868.06	785.83	6,179.60	9,346.37	14,727.91
			甲地方	/日/人	5,200	42.74	3,779.25	3,684.36	3,244.18	3,244.18	659.08	5,182.89	7,838.89	12,352.44
			乙地方	/日/人	4,200	34.52	3,052.47	2,975.83	2,620.30	2,620.30	532.33	4,186.18	6,331.41	9,976.97
			丙地方	/日/人	3,800	31.23	2,761.76	2,692.42	2,370.74	2,370.74	481.63	3,787.49	5,728.42	9,026.78
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/日/人	5,300	43.56	3,851.93	3,755.21	3,306.56	3,306.56	671.75	5,282.56	7,989.64	12,589.99
			甲地方	/日/人	4,400	36.16	3,197.83	3,117.54	2,745.07	2,745.07	557.68	4,385.52	6,632.91	10,452.06
			乙地方	/日/人	3,600	29.59	2,616.40	2,550.71	2,245.97	2,245.97	456.28	3,588.15	5,426.92	8,551.69
			丙地方	/日/人	3,200	26.30	2,325.69	2,267.30	1,996.41	1,996.41	405.59	3,189.47	4,823.93	7,601.50

（別表4は次頁へ続く）

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版）【南アジア版】

（前頁続き）別表4　日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目			支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
宿泊料	講座指導担当講師（講師等級：1～3級）	指定都市	/夜/人	22,500	184.94	16,352.55	15,941.97	14,037.32	14,037.32	2,851.80	22,425.97	33,918.30	53,448.07
		甲地方	/夜/人	18,800	154.52	13,663.46	13,320.40	11,728.96	11,728.96	2,382.84	18,738.14	28,340.62	44,658.83
		乙地方	/夜/人	15,100	124.11	10,974.37	10,698.83	9,420.60	9,420.60	1,913.87	15,050.32	22,762.94	35,869.59
		丙地方	/夜/人	13,500	110.96	9,811.53	9,565.18	8,422.39	8,422.39	1,711.08	13,455.58	20,350.98	32,068.84
	インターン生＜右記金額が上限＞	指定都市	/夜/人	16,100	132.33	11,701.15	11,407.36	10,044.48	10,044.48	2,040.62	16,047.03	24,270.42	38,245.06
		甲地方	/夜/人	13,400	110.14	9,738.85	9,494.32	8,360.00	8,360.00	1,698.40	13,355.91	20,200.23	31,831.29
		乙地方	/夜/人	10,800	88.77	7,849.22	7,652.14	6,737.91	6,737.91	1,368.86	10,764.46	16,280.78	25,655.07
		丙地方	/夜/人	9,700	79.73	7,049.76	6,872.76	6,051.64	6,051.64	1,229.44	9,668.08	14,622.55	23,042.05
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/夜/人	22,500	184.94	16,352.55	15,941.97	14,037.32	14,037.32	2,851.80	22,425.97	33,918.30	53,448.07
			甲地方	/夜/人	18,800	154.52	13,663.46	13,320.40	11,728.96	11,728.96	2,382.84	18,738.14	28,340.62	44,658.83
			乙地方	/夜/人	15,100	124.11	10,974.37	10,698.83	9,420.60	9,420.60	1,913.87	15,050.32	22,762.94	35,869.59
			丙地方	/夜/人	13,500	110.96	9,811.53	9,565.18	8,422.39	8,422.39	1,711.08	13,455.58	20,350.98	32,068.84
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/夜/人	19,300	158.63	14,026.85	13,674.66	12,040.90	12,040.90	2,446.21	19,236.50	29,094.36	45,846.57
			甲地方	/夜/人	16,100	132.33	11,701.15	11,407.36	10,044.48	10,044.48	2,040.62	16,047.03	24,270.42	38,245.06
			乙地方	/夜/人	12,900	106.03	9,375.46	9,140.06	8,048.06	8,048.06	1,635.03	12,857.55	19,446.49	30,643.56
			丙地方	/夜/人	11,600	95.34	8,430.64	8,218.97	7,237.01	7,237.01	1,470.26	11,561.83	17,486.76	27,555.45
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/夜/人	16,100	132.33	11,701.15	11,407.36	10,044.48	10,044.48	2,040.62	16,047.03	24,270.42	38,245.06
			甲地方	/夜/人	13,400	110.14	9,738.85	9,494.32	8,360.00	8,360.00	1,698.40	13,355.91	20,200.23	31,831.29
			乙地方	/夜/人	10,800	88.77	7,849.22	7,652.14	6,737.91	6,737.91	1,368.86	10,764.46	16,280.78	25,655.07
			丙地方	/夜/人	9,700	79.73	7,049.76	6,872.76	6,051.64	6,051.64	1,229.44	9,668.08	14,622.55	23,042.05

注1：　適用地域区分の対象となる国・地域については、別紙「地域区分対応早見表」をご参照下さい。

注2：　インターン生の宿泊料は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

注3：　用務地に連続して長期滞在する場合の日当・宿泊費は、用務地到着の翌日から起算して31日目以降は定額の9割、61日目以降は定額の8割に相当する額に減額されます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版）【南アジア版】

別表5　日本居住の講座指導担当講師及びその他の関係者の日本国内旅費に係る日当・宿泊料の単価基準

項目				支払通貨 / 単位	日本 JPY
	適用区分（講師等級）		適用地域区分		
日当	講座担当講師	1級（教授）	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		2級（准教授）	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		3級（講師・助教）	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
	その他関係者	経歴20年以上	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		経歴10年以上20年未満	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		経歴4年以上10年未満	全日当	/日/人	2,305
			半日当	/日/人	1,152
		経歴4年未満	全日当	/日/人	1,782
			半日当	/日/人	891
宿泊料	講座担当講師	1級（教授）	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		2級（准教授）	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		3級（講師・助教）	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
	その他関係者	経歴20年以上	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		経歴10年以上20年未満	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		経歴4年以上10年未満	甲地方	/夜/人	11,419
			乙地方	/夜/人	10,267
		経歴4年未満	甲地方	/夜/人	9,114
			乙地方	/夜/人	8,171

注1：講座指導担当講師については、講師等級区分による基準単価が適用されます。当該講師が、大学等の教員である場合には、その所属元の大学等によける職位に基づくものとし、企業等の社員の場合には、特任講師とし、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。
講座指導担当講師以外の寄附講座関係者（申請法人の職員等）の適用区分は業務経歴年数に応じて、適用単価が異なります。

注2：適用地域区分の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市）、名古屋市、京都市、大阪府（大阪市、堺市）、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それら以外の地域をいいます。

注3：日当については、適用地域区分による区別はありません。

注4：上記単価基準には消費税額（税率10%適用）を含みます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版）【南アジア版】

別表6　日本におけるインターンシップの実施に係るインターン生の滞在費（宿舎費、食費、雑費）の単価基準

項目			支払通貨 / 単位	日本 JPY
宿舎費（日本到着日IN～離日当日OUT/上限額）			/夜/人	10,267
食費		三食合計（日本到着日～離日前日）	/日/人	2,620
	内訳	昼食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	840
		夕食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	1,150
		朝食分（日本到着翌日～離日当日）	/食/人	630
雑費			/日/人	1,040

注1：　インターン生の宿舎費は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

別表7　資機材の購入・制作に関する単価基準

項目	支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
資機材費	/台・式	499,999	4,109.80	363,389.27	354,265.29	311,939.87	311,939.87	63,373.37	498,354.00	753,738.49	1,187,732.62

注1：　(1)機械及び装置、(2)器具及び備品、(3)工具、(4)ソフトウエアを購入又は制作する場合、その取得単価が、本表記載の金額以内のものを、本事業の対象経費として計上することができます。

注2：　取得単価には、組み合わせて使用される付属品、部品及び組込みソフトウエア等（単体としては機能を発揮しない物品等）を含め、その組み合わせ構成品を一式とする金額を取得単価とします。但し、消耗品の類は含める必要はありません。

注3：　CAD、解析ソフトなど一般的なコンピュータ上で使用しても、そのソフトウエア自体の機能を発揮するものは、そのソフトウエア毎に単体として取り扱います。

注4：　取得単価には、消費税、VATなど当該対象資機材の購入又は制作に当たって、物品毎に課税される税額を含めません。

注5：　送料や講座開設国外からの調達時に発生する関税及び通関手数料等一時的に発生する費用が別立てになっている場合は、これらの金額を取得単価に含める必要はありません。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【アフリカ R～Z版】

各国通貨基準単価算出時換算レート

適用換算レート ＼ 国・通貨		日本 JPY	USD	Rwanda RWF	Senegal XOF	Sierra Leone SLL	Somalia SOS	South Africa ZAR	Sudan SDG	Tanzania TZS	Togo XOF	Tunisia TND	Uganda UGX	Zambia ZMW	Zimbabwe ZWL
対USDレート	1USD=	121.660	1.000	1,008.510	584.500	11,741.300	575.000	14.6038	445.3992	2,315.000	584.5000	2.9398	3,580.000	18.090	134.7430
対JPYレート	1JPY=	1	0.00821963	8.28958	4.80437	96.5091	4.72629	0.120038	3.661020	19.0284	4.80437	0.0241641	29.4263	0.148693	1.107540

＊公益財団法人国際通貨研究所2022年4月1日発行「各通貨の為替相場一覧表」（2022年3月31日調べ対米ドルレート）より

別表1 講座指導の役務提供の対価に関する単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨 ＼ 単位	日本 JPY	USD	Rwanda RWF	Senegal XOF	Sierra Leone SLL	Somalia SOS	South Africa ZAR	Sudan SDG	Tanzania TZS	Togo XOF	Tunisia TND	Uganda UGX	Zambia ZMW	Zimbabwe ZWL
講師技術料	/日/人	17,500	143.84	145,067.65	84,076.47	1,688,909.25	82,710.07	2,100.66	64,067.85	332,997.00	84,076.47	422.87	514,960.25	2,602.12	19,381.95

注1： 講座カリキュラム日程表（実績）により、指導担当講師毎に、実際に指導を行った日の日数に上記単価を乗じて計算します。

注2： 非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業を行う場合には、非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業のために作成された教材の配信を開始した日を以って指導を行った日と見做します。

別表2 主任講師に対する謝礼に関する上限額基準

項目	支払通貨 ＼ 単位	日本 JPY	USD	Rwanda RWF	Senegal XOF	Sierra Leone SLL	Somalia SOS	South Africa ZAR	Sudan SDG	Tanzania TZS	Togo XOF	Tunisia TND	Uganda UGX	Zambia ZMW	Zimbabwe ZWL
主任講師謝金	/案件	200,000	1,643.92	1,657,916.00	960,874.00	19,301,820.00	945,258.00	24,007.60	732,204.00	3,805,680.00	960,874.00	4,832.82	5,885,260.00	29,738.60	221,508.00

注1： 寄附講座事業1案件当たりの合計金額の上限基準です。

別表3 講座指導用の教材の作成に係る原稿料及び校訂料の単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	適用区分（講師謝金等級）	支払通貨 ＼ 単位	日本 JPY	USD	Rwanda RWF	Senegal XOF	Sierra Leone SLL	Somalia SOS	South Africa ZAR	Sudan SDG	Tanzania TZS	Togo XOF	Tunisia TND	Uganda UGX	Zambia ZMW	Zimbabwe ZWL
原稿料	1級（大学等の教授）	/枚	4,000	32.87	33,158.32	19,217.48	386,036.40	18,905.16	480.15	14,644.08	76,113.60	19,217.48	96.65	117,705.20	594.77	4,430.16
	2級（大学の准教授）	/枚	3,500	28.76	29,013.53	16,815.29	337,781.85	16,542.01	420.13	12,813.57	66,599.40	16,815.29	84.57	102,992.05	520.42	3,876.39
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	3,000	24.65	24,868.74	14,413.11	289,527.30	14,178.87	360.11	10,983.06	57,085.20	14,413.11	72.49	88,278.90	446.07	3,322.62
校訂料	1級（大学等の教授）	/枚	2,000	16.43	16,579.16	9,608.74	193,018.20	9,452.58	240.07	7,322.04	38,056.80	9,608.74	48.32	58,852.60	297.38	2,215.08
	2級（大学の准教授）	/枚	1,800	14.79	14,921.24	8,647.86	173,716.38	8,507.32	216.06	6,589.83	34,251.12	8,647.86	43.49	52,967.34	267.64	1,993.57
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	1,500	12.32	12,434.37	7,206.55	144,763.65	7,089.43	180.05	5,491.53	28,542.60	7,206.55	36.24	44,139.45	223.03	1,661.31

注1： 講師謝金等級については、講座指導担当講師が大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業所属の社員等の場合は、特任講師として指導にあたるものと判断されるため、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。

注2： 原稿料は、日本語による原稿の場合は400字につき1枚に、その他の言語の場合は200語につき1枚と換算します。但し、PowerPointで作成されたものは、一律に3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注3： 校訂料は、校訂対象の原稿が日本語の場合は、実際に改訂・修正が加えられた該当箇所の文字数を数え、それを400文字につき1枚として換算し、または、その他の言語の場合は該当箇所の語数を数え、それが200語につき1枚として換算します。また、PowerPoint資料の場合は実際に改訂・修正がなされたスライドの数が3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注4： 非同期型（オンデマンド型）オンライン授業のために作成された教材にナレーション（ビデオ動画の中での説明音声を含む）が含まれる場合には、その書き起こし原稿の枚数に対して校訂料の単価による金額を追加します。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【アフリカ R～Z版】

別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目				支払通貨	日本	USD	Rwanda	Senegal	Sierra Leone	Somalia	South Africa	Sudan	Tanzania	Togo	Tunisia	Uganda	Zambia	Zimbabwe
	適用対象者		適用地域区分	単位	JPY		RWF	XOF	SLL	SOS	ZAR	SDG	TZS	XOF	TND	UGX	ZMW	ZWL
日当	講座指導担当講師（講師等級：1～3級）		指定都市	/日/人	7,200	59.18	59,684.97	34,591.46	694,865.52	34,029.28	864.27	26,359.34	137,004.48	34,591.46	173.98	211,869.36	1,070.58	7,974.28
			甲地方	/日/人	6,200	50.96	51,395.39	29,787.09	598,356.42	29,302.99	744.23	22,698.32	117,976.08	29,787.09	149.81	182,443.06	921.89	6,866.74
			乙地方	/日/人	5,000	41.09	41,447.90	24,021.85	482,545.50	23,631.45	600.19	18,305.10	95,142.00	24,021.85	120.82	147,131.50	743.46	5,537.70
			丙地方	/日/人	4,500	36.98	37,303.11	21,619.66	434,290.95	21,268.30	540.17	16,474.59	85,627.80	21,619.66	108.73	132,418.35	669.11	4,983.93
	インターン生		指定都市	/日/人	5,300	43.56	43,934.77	25,463.16	511,498.23	25,049.33	636.20	19,403.40	100,850.52	25,463.16	128.06	155,959.39	788.07	5,869.96
			甲地方	/日/人	4,400	36.16	36,474.15	21,139.22	424,640.04	20,795.67	528.16	16,108.48	83,724.96	21,139.22	106.32	129,475.72	654.24	4,873.17
			乙地方	/日/人	3,600	29.59	29,842.48	17,295.73	347,432.76	17,014.64	432.13	13,179.67	68,502.24	17,295.73	86.99	105,934.68	535.29	3,987.14
			丙地方	/日/人	3,200	26.3	26,526.65	15,373.98	308,829.12	15,124.12	384.12	11,715.26	60,890.88	15,373.98	77.32	94,164.16	475.81	3,544.12
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/日/人	7,200	59.18	59,684.97	34,591.46	694,865.52	34,029.28	864.27	26,359.34	137,004.48	34,591.46	173.98	211,869.36	1,070.58	7,974.28
			甲地方	/日/人	6,200	50.96	51,395.39	29,787.09	598,356.42	29,302.99	744.23	22,698.32	117,976.08	29,787.09	149.81	182,443.06	921.89	6,866.74
			乙地方	/日/人	5,000	41.09	41,447.90	24,021.85	482,545.50	23,631.45	600.19	18,305.10	95,142.00	24,021.85	120.82	147,131.50	743.46	5,537.70
			丙地方	/日/人	4,500	36.98	37,303.11	21,619.66	434,290.95	21,268.30	540.17	16,474.59	85,627.80	21,619.66	108.73	132,418.35	669.11	4,983.93
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/日/人	6,200	50.96	51,395.39	29,787.09	598,356.42	29,302.99	744.23	22,698.32	117,976.08	29,787.09	149.81	182,443.06	921.89	6,866.74
			甲地方	/日/人	5,200	42.74	43,105.81	24,982.72	501,847.32	24,576.70	624.19	19,037.30	98,947.68	24,982.72	125.65	153,016.76	773.20	5,759.20
			乙地方	/日/人	4,200	34.52	34,816.23	20,178.35	405,338.22	19,850.41	504.15	15,376.28	79,919.28	20,178.35	101.48	123,590.46	624.51	4,651.66
			丙地方	/日/人	3,800	31.23	31,500.40	18,256.60	366,734.58	17,959.90	456.14	13,911.87	72,307.92	18,256.60	91.82	111,819.94	565.03	4,208.65
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/日/人	5,300	43.56	43,934.77	25,463.16	511,498.23	25,049.33	636.20	19,403.40	100,850.52	25,463.16	128.06	155,959.39	788.07	5,869.96
			甲地方	/日/人	4,400	36.16	36,474.15	21,139.22	424,640.04	20,795.67	528.16	16,108.48	83,724.96	21,139.22	106.32	129,475.72	654.24	4,873.17
			乙地方	/日/人	3,600	29.59	29,842.48	17,295.73	347,432.76	17,014.64	432.13	13,179.67	68,502.24	17,295.73	86.99	105,934.68	535.29	3,987.14
			丙地方	/日/人	3,200	26.30	26,526.65	15,373.98	308,829.12	15,124.12	384.12	11,715.26	60,890.88	15,373.98	77.32	94,164.16	475.81	3,544.12

（別表4は次頁へ続く）

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【アフリカ R～Z版】

（前頁続き）別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目			支払通貨	日本	USD	Rwanda	Senegal	Sierra Leone	Somalia	South Africa	Sudan	Tanzania	Togo	Tunisia	Uganda	Zambia	Zimbabwe
	適用対象者	適用地域区分	単位	JPY		RWF	XOF	SLL	SOS	ZAR	SDG	TZS	XOF	TND	UGX	ZMW	ZWL
宿泊料	講座指導担当講師（講師等級：1～3級）	指定都市	/夜/人	22,500	184.94	186,515.55	108,098.32	2,171,454.75	106,341.52	2,700.85	82,372.95	428,139.00	108,098.32	543.69	662,091.75	3,345.59	24,919.65
		甲地方	/夜/人	18,800	154.52	155,844.10	90,322.15	1,814,371.08	88,854.25	2,256.71	68,827.17	357,733.92	90,322.15	454.28	553,214.44	2,795.42	20,821.75
		乙地方	/夜/人	15,100	124.11	125,172.65	72,545.98	1,457,287.41	71,366.97	1,812.57	55,281.40	287,328.84	72,545.98	364.87	444,337.13	2,245.26	16,723.85
		丙地方	/夜/人	13,500	110.96	111,909.33	64,858.99	1,302,872.85	63,804.91	1,620.51	49,423.77	256,883.40	64,858.99	326.21	397,255.05	2,007.35	14,951.79
	インターン生＜右記金額が上限＞	指定都市	/夜/人	16,100	132.33	133,462.23	77,350.35	1,553,796.51	76,093.26	1,932.61	58,942.42	306,357.24	77,350.35	389.04	473,763.43	2,393.95	17,831.39
		甲地方	/夜/人	13,400	110.14	111,080.37	64,378.55	1,293,221.94	63,332.28	1,608.50	49,057.66	254,980.56	64,378.55	323.79	394,312.42	1,992.48	14,841.03
		乙地方	/夜/人	10,800	88.77	89,527.46	51,887.19	1,042,298.28	51,043.93	1,296.41	39,539.01	205,506.72	51,887.19	260.97	317,804.04	1,605.88	11,961.43
		丙地方	/夜/人	9,700	79.73	80,408.92	46,602.38	936,138.27	45,845.01	1,164.36	35,511.89	184,575.48	46,602.38	234.39	285,435.11	1,442.32	10,743.13
	上記以外の関係者 業務経歴が10年以上の者	指定都市	/夜/人	22,500	184.94	186,515.55	108,098.32	2,171,454.75	106,341.52	2,700.85	82,372.95	428,139.00	108,098.32	543.69	662,091.75	3,345.59	24,919.65
		甲地方	/夜/人	18,800	154.52	155,844.10	90,322.15	1,814,371.08	88,854.25	2,256.71	68,827.17	357,733.92	90,322.15	454.28	553,214.44	2,795.42	20,821.75
		乙地方	/夜/人	15,100	124.11	125,172.65	72,545.98	1,457,287.41	71,366.97	1,812.57	55,281.40	287,328.84	72,545.98	364.87	444,337.13	2,245.26	16,723.85
		丙地方	/夜/人	13,500	110.96	111,909.33	64,858.99	1,302,872.85	63,804.91	1,620.51	49,423.77	256,883.40	64,858.99	326.21	397,255.05	2,007.35	14,951.79
		業務経歴が4年以上10年未満の者 指定都市	/夜/人	19,300	158.63	159,988.89	92,724.34	1,862,625.63	91,217.39	2,316.73	70,657.68	367,248.12	92,724.34	466.36	567,927.59	2,869.77	21,375.52
		甲地方	/夜/人	16,100	132.33	133,462.23	77,350.35	1,553,796.51	76,093.26	1,932.61	58,942.42	306,357.24	77,350.35	389.04	473,763.43	2,393.95	17,831.39
		乙地方	/夜/人	12,900	106.03	106,935.58	61,976.37	1,244,967.39	60,969.14	1,548.49	47,227.15	245,466.36	61,976.37	311.71	379,599.27	1,918.13	14,287.26
		丙地方	/夜/人	11,600	95.34	96,159.12	55,730.69	1,119,505.56	54,824.96	1,392.44	42,467.83	220,729.44	55,730.69	280.30	341,345.08	1,724.83	12,847.46
		業務経歴が4年未満の者 指定都市	/夜/人	16,100	132.33	133,462.23	77,350.35	1,553,796.51	76,093.26	1,932.61	58,942.42	306,357.24	77,350.35	389.04	473,763.43	2,393.95	17,831.39
		甲地方	/夜/人	13,400	110.14	111,080.37	64,378.55	1,293,221.94	63,332.28	1,608.50	49,057.66	254,980.56	64,378.55	323.79	394,312.42	1,992.48	14,841.03
		乙地方	/夜/人	10,800	88.77	89,527.46	51,887.19	1,042,298.28	51,043.93	1,296.41	39,539.01	205,506.72	51,887.19	260.97	317,804.04	1,605.88	11,961.43
		丙地方	/夜/人	9,700	79.73	80,408.92	46,602.38	936,138.27	45,845.01	1,164.36	35,511.89	184,575.48	46,602.38	234.39	285,435.11	1,442.32	10,743.13

注1： 適用地域区分の対象となる国・地域については、別紙「地域区分対応早見表」をご参照下さい。

注2： インターン生の宿泊料は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

注3： 用務地に連続して長期滞在する場合の日当・宿泊費は、用務地到着の翌日から起算して31日目以降は定額の9割、61日目以降は定額の8割に相当する額に減額されます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【アフリカ R～Z版】

別表5 日本居住の講座指導担当講師及びその他の関係者の日本国内旅費に係る日当・宿泊料の単価基準

項目				支払通貨	日本
	適用区分（講師等級）		適用地域区分	単位	JPY
日当	講座担当講師	1級（教授）	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		2級（准教授）	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		3級（講師・助教）	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
	その他関係者	経歴20年以上	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		経歴10年以上20年未満	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		経歴4年以上10年未満	全日当	/日/人	2,305
			半日当	/日/人	1,152
		経歴4年未満	全日当	/日/人	1,782
			半日当	/日/人	891
宿泊料	講座担当講師	1級（教授）	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		2級（准教授）	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		3級（講師・助教）	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
	その他関係者	経歴20年以上	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		経歴10年以上20年未満	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		経歴4年以上10年未満	甲地方	/夜/人	11,419
			乙地方	/夜/人	10,267
		経歴4年未満	甲地方	/夜/人	9,114
			乙地方	/夜/人	8,171

注1： 講座指導担当講師については、講師等級区分による基準単価が適用されます。当該講師が、大学等の教員である場合には、その所属元の大学等によける職位に基づくものとし、企業等の社員の場合には、特任講師とし、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。
講座指導担当講師以外の寄附講座関係者（申請法人の職員等）の適用区分は業務経歴年数に応じて、適用単価が異なります。

注2： 適用地域区分の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市）、名古屋市、京都市、大阪府（大阪市、堺市）、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それら以外の地域をいいます。

注3： 日当については、適用地域区分による区別はありません。

注4： 上記単価基準には消費税額（税率10%適用）を含みます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2022年度版） 【アフリカ R～Z版】

別表6 日本におけるインターンシップの実施に係るインターン生の滞在費（宿舎費、食費、雑費）の単価基準

項目			支払通貨 / 単位	日本 JPY
宿舎費（日本到着日IN～離日当日OUT/上限額）			/夜/人	10,267
食費		三食合計（日本到着日～離日前日）	/日/人	2,620
	内訳	昼食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	840
		夕食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	1,150
		朝食分（日本到着翌日～離日当日）	/食/人	630
雑費			/日/人	1,040

注1： インターン生の宿舎費は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

別表7 資機材の購入・制作に関する単価基準

項目	支払通貨 / 単位	日本 JPY	USD	Rwanda RWF	Senegal XOF	Sierra Leone SLL	Somalia SOS	South Africa ZAR	Sudan SDG	Tanzania TZS	Togo XOF	Tunisia TND	Uganda UGX	Zambia ZMW	Zimbabwe ZWL
資機材費	/台・式	499,999	4,109.80	4,144,781.71	2,402,180.19	48,254,453.49	2,363,140.27	60,018.87	1,830,506.33	9,514,180.97	2,402,180.19	12,082.02	14,713,120.57	74,346.35	553,768.89

注1： (1)機械及び装置、(2)器具及び備品、(3)工具、(4)ソフトウエアを購入又は制作する場合、その取得単価が、本表記載の金額以内のものを、本事業の対象経費として計上することができます。

注2： 取得単価には、組み合わせて使用される付属品、部品及び組込みソフトウエア等（単体としては機能を発揮しない物品等）を含め、その組み合わせ構成品を一式とする金額を取得単価とします。但し、消耗品の類は含める必要はありません。

注3： CAD、解析ソフトなど一般的なコンピュータ上で使用しても、そのソフトウエア自体の機能を発揮するものは、そのソフトウエア毎に単体として取り扱います。

注4： 取得単価には、消費税、VATなど当該対象資機材の購入又は制作に当たって、物品毎に課税される税額を含めません。

注5： 送料や講座開設国外からの調達時に発生する関税及び通関手数料等一時的に発生する費用が別立てになっている場合は、これらの金額を取得単価に含める必要はありません。

別紙

地域区分対応早見表

地　域	適用区分	対象地域・国・都市等
アジア地域 （日本を除く）	指定都市	シンガポール
	甲地方	—
	乙地方	インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ
	丙地方	アジア大陸（乙地方を除く。アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。）
中南米地域	指定都市	—
	甲地方	—
	乙地方	—
	丙地方	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
アフリカ地域	指定都市	アビジャン
	甲地方	—
	乙地方	—
	丙地方	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く（欧州地域参照）。）
大洋州地域	指定都市	—
	甲地方	—
	乙地方	オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く（北米地域参照）。）
	丙地方	—
中近東地域	指定都市	アブダビ、ジッダ、クウェート及びリアド
	甲地方	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	乙地方	—
	丙地方	—
欧州地域	指定都市	ジュネーブ、ロンドン、モスクワ及びパリ
	甲地方	ヨーロッパ大陸（乙地方を除く。トルコを除く（中近東地域参照）。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
	乙地方	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴースラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア
	丙地方	—
北米地域	指定都市	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ及びワシントン
	甲地方	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域は除く（中南米地域参照）。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
	乙地方	—
	丙地方	—